

地震防災対策特別措置法第4条の適用期間延長についての要望

平成 23 年に発生した東日本大震災は未曾有の大規模災害となり、東北の被災地では、今もなお、復旧・復興の道半ばである。その後も、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など、大規模地震が続いている。

産業や生活基盤を破壊し、多くの人命を奪う大規模地震への備えは喫緊の重要課題であり、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など、国難レベルの巨大災害の発生の切迫性も指摘されているなか、地震防災対策の後退は許されず、さらに加速させることが急務である。

阪神・淡路大震災の教訓を基に、平成 7 年に制定された地震防災対策特別措置法は、戦略的な対策の推進を図る地震防災戦略を促進するとともに、同法第 2 条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、及び同法第 4 条の財政支援を通じて、避難地、消防用施設、緊急輸送道路、港湾施設、医療機関、学校などの地震防災対策に資する施設等の整備の促進に極めて大きな役割を果たしている。

地震防災対策特別措置法第 4 条に基づく措置は、地域のニーズを踏まえ、数次の延長を経て、令和 3 年 3 月までの期限となっているが、その後、延長がなされなければ、自治体における施設等整備の大きな後退になることが危惧される。

そこで、次の事項について、強く要望する。

- 1 地域における地震防災対策に関わる基盤施設等の整備の促進を担う、地震防災対策特別措置法第 4 条の国の負担又は補助の特例等の適用期間の延長を行うこと

令和 2 年 11 月 5 日

全国知事会